

令和6年6月11日

保護者各位

久留米市長 原口 新五
(子ども未来部 子ども保育課)

災害時における保育所等の対応基準について

1 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに、市民がとるべき行動が示されています。乳幼児とその支援者は『警戒レベル3 高齢者等避難』が発令された時点で避難行動をとるべきとされています。

警戒レベル	市民がとるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保
警戒レベル4	・速やかに避難 ・命を守る避難行動をとる。	避難指示
警戒レベル3	・避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある方・乳幼児等）とその支援者は避難 ・その他の人は避難準備	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により避難行動の確認をする。	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	

2 対象となる施設

水害及び土砂災害による被害の恐れがある時に、市は避難情報を発令します。水害・土砂災害とも避難情報は校区ごとに発令しますが、土砂災害については、久留米市の「土砂災害ハザードマップ」において警戒すべき区域が特に限定されることから、本基準の対象となる施設を以下の様に定めます。

(1) 浸水害

発令対象地区のある小学校区内に所在する全ての保育施設

(2) 土砂災害

久留米市の土砂災害ハザードマップにおいて「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」に指定される区域にある保育施設

3 保育所等の対応基準

「市民がとるべき行動」を踏まえ、警戒レベル（避難情報等）が発令された場合の対応、及び発令が解除された場合の保育所等の対応の基準は、裏面のとおりです。なお、判断基準としている『「警戒レベル3 高齢者等避難』等の避難情報は、久留米市が総合的に判断し、市のHP、防災メール等により発令するものです。久留米市以外が出す「警戒レベル3相当」などの相当情報は、休園の判断基準にはあたりません。

(1) 避難情報等発令時の対応

時点	警戒レベル (避難情報等)	保育所等の対応
午前6時までに発令	警戒レベル3 (高齢者等避難) 警戒レベル4 (避難指示) 警戒レベル5 (緊急安全確保)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該日は休園とする。 ・保護者への休園の連絡
午前6時から 開園時刻までに発令		
開園時間中に発令		<ul style="list-style-type: none"> ・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難。ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難 ・保護者へ「施設等の状況」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかな迎への依頼」を連絡する。

(2) 避難情報等発令解除後の対応

時点	保育所等の対応
午前6時までに解除	<ul style="list-style-type: none"> ・開園 (開園時間及び給食の有無は園の判断)
午前6時から 開園時刻までに解除	<ul style="list-style-type: none"> ・原則開園。ただし、状況により休園 (開園時間及び給食の有無は園の判断) ・休園の場合は、保護者への休園の連絡
(保育時間中に避難情報が発令され) 保育時間中に解除	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況等に応じた対応をしつつ、保育を継続 ・必要に応じ、保護者へ「施設等の状況」を連絡

4. 災害情報等の確認方法

「福岡県の防災メール まもるくん」へ登録いただくと、災害時に、警戒レベル情報や避難情報及び対象校区等の情報がメールにて発信されます。また、避難情報等を久留米市が発令した場合は、久留米市ホームページのトップに、その旨、掲載します。久留米市のホームページは以下の公式アカウントに登録いただくとお持ちのスマートフォン等でもご覧いただけます。ご活用ください。

※「防災メール まもるくん」の通知と時間のずれが生じることがありますのでご注意ください。

